

## 随意契約（相手方指定）調書

件 名	西新井橋野球場駐車場利用者確認業務委託	No.5200202
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	推定総額4,001,322円（消費税込み）	

契約相手方	公益社団法人 荒川区シルバー人材センター (法人番号: 9011505001507)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	複数単価契約

## 業者選定理由書

件 名	西新井橋野球場駐車場利用者確認業務委託
指名業者 (案)	名称 公益社団法人 荒川区シルバー人材センター 所在地 東京都荒川区東尾久四丁目32番7号 代表者 会長 寺澤 武
特命理由	<p>本件は、西新井橋野球場駐車場における誘導、案内等の業務を行うものである。</p> <p>主管課では、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を契約相手方とした旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合は、随意契約を締結することができるとの規定がある。</li> <li>② 上記法人は、荒川区在住の高齢者が会員となっている社団法人であり、本件を委託することで、健康で働く意欲のある高齢者に就業機会を提供することになる。</li> <li>③ 上記法人は、平成9年度から本件業務を受託しており、これまでの履行状況は良好である。</li> <li>④ 上記法人は、主管課において行った令和3年度の履行状況評価の結果、最終評定で優良との評価を得ている。</li> </ul> <p>以上のことから、上記業者を契約相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 (高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約)